

令和2年4月30日

保護者 様

京丹波町教育委員会  
教育長 樹山 静雄  
京丹波町立瑞穂小学校  
校長 入江 貴美子

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のための  
町立小中学校、幼稚園の臨時休業期間延長について

保護者の皆様には、本町並びに本校教育の推進並びに臨時休業の対応につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止対策として、5月6日（水）までを臨時休業期間としていましたが、緊急事態宣言後の京都府内の状況から、臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとしました。

各御家庭におかれましては、3つの密（密閉、密集、密接）が同時に重なる環境を回避いただくとともに、手洗いや咳エチケットなどの感染予防の徹底につきまして、引き続き御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 臨時休業再延長期間 町内全ての小学校、中学校及び幼稚園の臨時休業期間を延長し、令和2年5月31日（日）までとします。  
※終期については、地域の感染状況を踏まえ、短縮又は延長することがあります。
- 2 臨時休業期間中の児童生徒への健康観察等について  
登校日に替えて、できる限り、直接、児童の様子を確認するため「生活・健康面や学習面での状況確認や年度当初の担任と児童や家庭との関係づくりの重要性を踏まえ、1週間に1回程度は、電話や家庭訪問等により、児童の状況把握と学習課題等の提示、指導に取り組む」こととします。  
また、学校ホームページを活用して、学校からのお知らせや学習支援等に関する情報を発信いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。  
  
本校では、5月1日（金）に家庭へ電話連絡をいたします。  
また、5月7日（木）に家庭へ学習課題を届けます。5月1日（金）の電話で、これまでの学習課題の提出についてお伝えします。
- 3 のびのび児童クラブにおける家庭保育御協力のお願い  
夏休み等の学校休業日と同様に、午前8時30分から午後6時まで、引き続き開設しますが、学校臨時休業が子どもたちへの感染防止のための措置であることを御理解いただき、家庭での保育が可能な場合や高学年児童で家庭での生活が可能な場合には、登部を控えていただくなど、家庭での保育のさらなる御協力をお願いします。  
※登部時間（午前8時30分～）の厳守をお願いします。